

滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画の概要

計画期間

平成 27 年 5 月 29 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

計画の実施区域

県全域

管理の目標

◇長期的目標

農作物被害面積および農作物被害金額を減少させ、人とイノシシの軋轢を緩和する。

◇短期的目標

できるだけ速やかに農作物被害面積および農作物被害金額を平成 22 年度より 35%減少させる。(目標達成後も農作物被害面積および農作物被害金額のさらなる減少を目指す。)

改正箇所

改正項目	改正内容
「第二種」への区分改正	平成 26 年 5 月 30 日に「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」が改正され平成 27 年 5 月 29 日に施行されることになったことに伴い、イノシシ特定鳥獣保護管理計画をイノシシ第二種特定鳥獣管理計画として文言を統一
計画期間	(改正前)平成 24 年 11 月 15 日～平成 29 年 3 月 31 日 従来の根拠条文がなくなる一方、改正法の付則にみなし規定を置いていないため、現計画は失効することとなるため、計画期間を改正 (改正後) (イノシシ特定鳥獣保護管理計画) 平成 24 年 11 月 15 日～平成 27 年 5 月 28 日 (イノシシ第二種特定鳥獣管理計画) 平成 27 年 5 月 29 日～平成 29 年 3 月 31 日

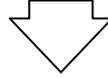
計画のポイント

1 施策の基本的な考え方

イノシシは農林業被害を引き起こすが、適切な施策によって棲み分けが可能な動物である。そのため、個体数管理、被害防除対策、生息環境管理を総合的に実施することにより、農林業被害を軽減させる。

個体数管理

- ・イノシシの個体数は被害の状況等から増加傾向にあると推測され、生態的特徴も考慮すると、個体数がさらに増加すると考えられるため、現状よりさらに捕獲の強度を高めていく必要がある。

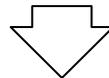


- ・農地や集落に被害をもたらす加害個体を対象として集中的に有害鳥獣捕獲を実施
- ・狩猟期間について、県内全域で延長する。

【狩猟期間】 11月15日から3月15日まで

被害防除対策

- ・防護柵の設置を進めるとともに、設置の効果を最大限発揮できるよう、柵周辺の刈り払いや破損箇所の点検などを行う。
- ・集落、農地および農地周辺がイノシシにとって魅力のない場所となるよう、イノシシの餌資源となるものを極力排除する。
- ・耕作放棄地や放置竹林を適正に管理し、身を隠すことのできるやぶについては適期に刈り払いを実施する。



- ・集落環境点検などの手法を活用しながら、地域が主体となり、集落や地域ぐるみで被害防除対策を進める。

生息環境管理

- ・人工林については、循環利用を目指す森林と多面的機能の維持増進と持続的発揮を目指す森林に区分し、特に手入れが進まない人工林については、環境林の整備も行う。
- ・天然林については、生物多様性の保全に配慮した森林づくりとして、松食い虫被害林や放置された里山林を中心に、地域の特性に応じた整備を行う。

2 特定鳥獣の生息環境の保全・整備

集落および農地

人間の生活圏であり、生産活動の場であることから防護柵を活用し、イノシシの生息域との隔離を図る。

農地に接する森林および耕作放棄地

人の生活圏とイノシシの生息域の緩衝帯として、やぶや低木の伐採を推進するとともに、里山リニューアル事業等による林縁の伐採等を推進する。

生息地としての森林

森林の生態系や環境に配慮した森林整備を推進し、多様な自然植生の保全・整備に努める。